

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月10日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
南門電気錠ほか取替
- 2 履行(納品)場所  
横浜市中区山手町36番地  
元街小学校
- 3 契約日  
令和6年9月6日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年9月24日
- 5 契約金額  
731,500円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
横浜市港南区笹下5-10-8  
株式会社協栄電設
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
落雷と強風と大雨により、校内3か所のうちインターホンが2か所、電子錠が1か所、防犯カメラが機能しなくなり、防犯面で児童の安全性が失われたため、緊急契約での修繕を施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市の有資格者名簿から、当該箇所・機能を熟知しており迅速に対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課  
元街小学校